

令和4年度版 口腔外科関連 点数早見表

(公社)日本口腔外科学会 社会保険委員会

赤字は令和4年4月1日に新設や点数変更の項目

— 基本診療料 —

A000 初診料

1 歯科初診料	264点
* 施設基準届け出がない場合	240点
2 地域歯科診療支援病院歯科初診料 (施設基準届け出必要)	288点
5 乳幼児加算及歯科診療特別対応加算 (6歳未満)	40点
6 歯科診療特別対応加算 (円滑適応技法導入加算)	175点 250点
9 歯科外来診療環境体制加算[外来環] [施設基準]届け出	
歯科外来診療環境体制加算 1	23点
歯科外来診療環境体制加算 2	25点
10 歯科診療特別対応連携加算 (月1回)	150点
12 電子的保健医療情報活用加算 (月1回)	7点
* 診療情報等の取得が困難な場合	3点

A002 再診料

1 歯科再診料	56点
* 施設基準届け出がない場合	44点
2 地域歯科診療支援病院歯科再診料 (施設基準届け出必要)	73点
3 6歳未満 加算	10点
4 歯科診療特別対応加算	175点
8 再診時歯科外来診療環境体制加算[再外来環] [施設基準]届け出	
再診時歯科外来診療環境体制加算 1	3点
再診時歯科外来診療環境体制加算 2	5点
9 明細書発行体制等加算	1点
10 電子的保健医療情報活用加算 (月1回)	4点

医科A204 地域医療支援病院入院診療加算 (入院初日)

	1,000点
--	--------

医科A204-2 臨床研修病院入院診療加算 (入院初日)

1 単独型又は管理型	40点
2 協力型	20点

医科A205 救急医療管理加算 (1日につき)

1 救急医療管理加算 1	1,050点
2 救急医療管理加算 2	420点
注 6歳未満の患者の場合 400点加算、6歳以上15歳未満の患者の場合 200点加算	

医科A206 在宅患者緊急入院診療加算 (入院初日)

1 在宅療養支援診療所、病院の場合	2,500点
2 連携医療機関の場合	2,000点
3 1及び2以外の場合	1,000点

医科A207 診療録管理体制加算 (入院初日)

1 診療録管理体制加算 1	100点
2 診療録管理体制加算 2	30点

医科A208 乳幼児加算・幼児加算・・ (多数あり)

医科A233-2 栄養サポートチーム加算 (週1回) 200点

医科A234 医療安全対策加算 (入院初日)

1 医療安全対策加算 1	85点
2 医療安全対策加算 2	30点

医科A234-2 感染対策向上加算 (入院初日)

1 感染対策向上加算 1	710点
2 感染対策向上加算 2	175点
3 感染対策向上加算 3	75点

医科A236 褥瘡ハイリスク患者ケア加算 500点
(入院中1回)

A250 地域歯科診療支援病院入院加算 (入院初日) 300点

医科A310 緩和ケア病棟入院料 (1日につき)

1 緩和ケア病棟入院料 1	
イ 30日以内の期間	5,107点
ロ 31日以上60日以内の期間	4,554点
ハ 61日以上90日以内の期間	3,350点
2 緩和ケア病棟入院料 2	
イ 30日以内の期間	4,870点
ロ 31日以上60日以内の期間	4,401点
ハ 61日以上90日以内の期間	3,298点

医科A400 短期滞在手術等基本料 (要件多数あり)

— 医学管理等 —

B000-4 歯科疾患管理料	100点
1 1回目初診月算定の場合 所定点数の100分の80に相当する点数	
2 文書提供加算	10点
3 総合医療管理費加算 (他院医科担当医から診療情報の提供のある場合、糖尿病、骨吸収抑制薬投与中、感染性心内膜炎のハイリスク、関節リウマチ、血液凝固阻止剤投与中、又はHIV感染症の患者)	50点
4 長期管理加算 (初診日の属する月から起算して6月を超える場合)	
イ かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の場合	120点
ロ イ以外の保険医療機関の場合	100点
* 周術期等口腔機能管理料Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ終了翌月以降算定可能	
* 周術期等口腔機能管理料算定した場合、他の管理料算定には制限があり。確認必要	
B000-4-2 小児口腔機能管理料	100点
注1 歯科疾患管理料又は歯科特定疾患療養管理料を算定した患者で口腔機能の発達不全を有する18歳未満の児童に対して算定	
B000-4-3 口腔機能管理料	100点
注1 歯科疾患管理料又は歯科特定疾患療養管理料を算定した患者で口腔機能の低下を示しているものに対して算定	
B000-5 周術期等口腔機能管理計画策定料	300点
B000-6 周術期等口腔機能管理 (Ⅰ)	
1 手術前	280点
2 手術後	190点
注1 手術前は1回限り、術後3月以内に3回算定できる	
注2 他の指導管理料は算定できない規定	
B000-7 周術期等口腔機能管理料 (Ⅱ)	
1 手術前	500点
2 手術後	300点
注1 手術前1回、手術後3月以内に月2回に限り算定できる	
注2 他の歯科医学管理料は算定できない規定	
B000-8 周術期等口腔機能管理料 (Ⅲ)	200点
注1 放射線治療又は化学療法中 (予定も含む) および緩和ケアを実施する患者の口腔機能管理開始から月1回に限り算定できる	
注2 他の歯科医学管理料は算定できない規定	
B001-2 歯科衛生実地指導料 1	80点
歯科衛生実地指導料 2	100点
B001-3 歯周病患者画像活用指導料	10点
B002 歯科特定疾患療養管理料 (月2回)	170点
B003 特定薬剤治療管理料 (対象薬剤に留意)	470点
B004 悪性腫瘍特異物質治療管理料	
ロ その他のもの (腫瘍マーカー検査)	
(1) 1項目の場合	360点
(2) 2項目以上	400点
注 1回目の算定すべき月に限り150点加算	
B004-1-2 がん性疼痛緩和指導管理料 (月1回)	
研修を受けた歯科医師による場合	200点
施設基準届け出必要	
B004-1-3 がん患者指導管理料	
1 歯科医師と看護師が共同	500点
2 歯科医師、看護師又は公認心理師	200点
3 歯科医師もしくは薬剤師	200点
B004-1-4 入院栄養食事指導料 (週1回)	
1 入院栄養食事指導料 1	
イ 初回	260点
ロ 2回目	200点
2 入院栄養食事指導料 2	
イ 初回	250点
ロ 2回目	190点
B004-1-5 外来緩和ケア管理料	290点
B004-1-6 外来リハビリテーション診療料	
1 外来リハビリテーション診療料 1	73点
2 外来リハビリテーション診療料 2	110点
B004-1-7 外来放射線照射診療料	297点
B004-1-8 外来腫瘍化学療法診療料	
1 外来腫瘍化学療法診療料 1	
イ 抗悪性腫瘍剤を投与した場合 (月3回)	700点
ロ 抗悪性腫瘍剤の投与その他必要な治療管理を行った場合 (1-イ算定日以外週	

1回)	400点
2 外来腫瘍化学療法診療料 2	
イ 抗悪性腫瘍剤を投与した場合 (月3回)	570点
ロ 抗悪性腫瘍剤の投与その他必要な治療管理を行った場合 (2-イ算定日以外週1回)	270点
注1 15歳未満の患者の場合200点加算	
注2 連携充実加算 (1-イ 月1回) 150点加算	
注3 患者に対し、バイオ後続品の説明、使用した場合バイオ後続品導入初期加算として初回使用月から起算して、3月を限度で月1回に限り150点加算	
B004-2 手術前医学管理料	1,192点
B004-3 手術後医学管理料 (1日につき)	
1 病院の場合	1,188点
2 診療所の場合	1,056点
B004-6-2 歯科治療時医療管理料	45点
(高血圧、心疾患、脳血管障害などがある患者に対して、血圧、脈拍、SpO ₂ を監視した場合)	
B005 開放型病院共同指導料 (Ⅰ)	350点
B006 開放型病院共同指導料 (Ⅱ)	220点
B006-3 がん治療連携計画策定料	
1 がん治療連携計画策定料 1	750点
2 がん治療連携計画策定料 2	300点
B006-3-2 がん治療連携指導料	300点
B006-3-3 がん治療連携管理料	
1 がん診療連携拠点病院の場合	500点
2 地域がん診療病院の場合	300点
3 小児がん拠点病院の場合	750点
B006-3-4 療養・就労両立支援指導料	
1 初回	800点
2 2回目以降	400点
B006-3-5 こころの連携指導料 (Ⅰ)	350点
注 患者に係る診療情報の文書による提供等を行った場合に、初回算定月から起算して1年を限度として、患者1人につき月1回に限り算定	
B007 退院前訪問指導料	580点
B008 薬剤管理指導料 (種々加算あり)	
1 特に安全管理が必要な医薬品が投薬又は注射されている患者の場合	380点
2 1の患者以外の患者の場合	325点
B008-2 薬剤総合評価調整管理料	250点

〈診療情報提供料〉

B009 診療情報提供料 (Ⅰ)	250点
B009-2 電子的診療情報評価料	30点
B010 診療情報提供料 (Ⅱ) (*セカンドオピニオン)	500点
B011 診療情報連携共有料	120点
B011-2 連携強化診療情報提供料	150点
注 提供する保険医療機関ごとに患者1人につき月1回に限り算定	
B011-3 薬剤情報提供料	10点
B011-4 退院時薬剤情報管理指導料	90点
B011-5 がんゲノムプロファイリング評価提供料	12,000点
注 専門家等による検討会での検討を経た上で患者に提供し、かつ、治療方針等について文書を用いて説明した場合に患者1人につき1回に限り算定	
B012 傷病手当金意見書交付料	100点
B013-3 広範囲顎骨支持型補綴物管理料 (1口腔につき)	480点
B014 退院時共同指導料 1	
1 在宅療養支援歯科診療所 (届け出必要)	900点
2 1以外の場合	500点
B015 退院時共同指導料 2	400点
B017 肺血栓栓塞症予防管理料	305点
B018 医療機器安全管理料 (一連につき)	
—放射線治療計画に基づく治療—	1,100点

— 検査 —

D011-2 咀嚼能力検査 (1回につき、6月に1回)	140点
D011-3 咬合圧検査 (1回につき、6月に1回)	

D011-4	小児口唇閉鎖力検査（1回につき、3月に1回）	130点
D012	舌圧検査（1回につき、3月に1回）	100点
D013	精密触覚機能検査（施設基準あり）	140点
D014	睡眠時歯科筋電図検査（一連につき）（施設基準あり）	460点
医科	通則 時間外緊急院内検査加算	580点
	外来迅速検体検査加算 1項目	200点
	5項目まで	10点
医科D018	細菌培養同定検査	
1	口腔、気道又は呼吸器	170点
3	血液又は穿刺液	220点
5	その他の部位	170点
6	簡易培養	60点
注	嫌気性培養加算	122点
医科D019	細菌薬剤感受性検査	
1	1菌種	180点
2	2菌種	230点
3	3菌種以上	290点
医科D019-2	酵母様真菌薬剤感受性検査	150点
医科D025	基本的検体検査実施料（入院）1日につき 4週間以内	140点
	4週間超	110点
医科D251	音声言語医学的検査	
2	音響分析	450点
3	音声機能検査	450点
医科D254	電気味覚検査（一連につき）（濾紙ディスク法）	300点
医科D291	皮内反応検査	
1	21ヶ所以内（1ヶ所につき）	16点
2	22ヶ所以上（1連につき）	350点
	薬剤料は医科 D500により算定	

＜内視鏡検査＞

医科D298	嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコープ（一連につき）	600点
医科D298-2	内視鏡下嚥下機能検査	720点
医科D300-2	顎関節鏡検査（片側）	1,000点

＜診断穿刺・検体採取料＞

*1	手術時算定不可	
*2	6歳児未満加算注意	
医科D400	血液採取（1日につき）	
1	静脈	37点
2	その他	6点
*6	6歳未満の乳児加算	30点
医科D405	関節穿刺（片側）	100点
医科D406	上顎洞穿刺（片側）	60点
医科D409	リンパ節等穿刺又は針生検	200点
医科D417	組織試験採取	
1	皮膚・皮下・筋膜	500点
3	骨・骨盤・脊椎	4,600点
6	鼻・副鼻腔	400点
7	口腔	400点
8	咽頭・喉頭	650点
医科D419	その他の検体採取	
3	動脈血採取（1日につき）	55点

— 画像診断 —

通則	4 時間外緊急院内画像診断加算	110点
----	-----------------	------

— 診断料 —

E000	写真診断	
2	特殊撮影	
イ	歯科パノラマ断層撮影	125点
ロ	歯科部分パノラマ断層撮影（1口腔1回につき）	20点
ハ	イ及びロ以外の場合（一連につき）	96点
3	歯科用3次元エックス線断層撮影	450点
4	造影剤使用撮影	72点

— 撮影料 —

E100	歯、歯周組織、顎骨、口腔軟組織	
2	特殊撮影	

ロ	歯科部分パノラマ断層撮影の場合（1口腔1回につき）	28点
3	歯科用3次元エックス線断層撮影（一連につき）	600点
4	造影剤使用撮影	
イ	アナログ撮影	148点
ロ	デジタル撮影	150点
注	3について造影剤使用した際は500点を加算	
E101	造影剤注入手技（関節腔、上顎洞、唾液腺）	120点

— 注射料 —

通則	バイオ後続品の初回使用日の属する月から起算して3月を限度として1回限り加算	150点
*	外来化学療法加算【外化】は医科診療報酬点数を参照	
G000	皮内、皮下及び筋肉注射（1回につき）	22点
G001	静脈内注射（1回につき）	34点
注	6歳未満の乳幼児加算として	48点
G003	抗悪性腫瘍剤局所持続注入（1日につき）【外化】（植込型カテーテル等で局所持続注入）	165点
*J099-2	抗悪性腫瘍剤動脈内持続注入用植込型カテーテル設置（材料費含む）	16,640点
G004	点滴注射（1日につき）	
1	6歳未満の乳児に対するもの（1日分の注射量が100mL以上の場合）	101点
2	1に掲げる以外の者に対するもの（1日分の注射量が500mL以上の場合）	99点
3	その他の場合（入院中の患者以外に限る）	50点
G005-2	中心静脈注射用カテーテル挿入	1,400点
G005-3	末梢留置型中心静脈注射用カテーテル挿入	700点

— リハビリテーション —

*	掲載外の特種なリハビリテーション料は当局の内儀により算定する。	
*	実施に当たっては機能訓練の内容の要点及び開始時間と終了時間を記載する	
H000	脳血管疾患等リハビリテーション料	
1	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）（1単位）	245点
2	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）（1単位）	200点
3	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）（1単位）	100点
注4	発症、手術、急性増悪から180日を超えて行った場合は別点数。月13単位を限度として算定。	
H001	摂食機能療法（1日につき）	
1	30分以上の場合（月4回が限度）	185点
注3	摂食嚥下機能回復体制加算として、患者（ハについては、療養病棟入院料1又は療養病棟入院料2を現に算定しているものに限る。）1人につき週1回に限り次に掲げる点数を加算	
イ	摂食嚥下機能回復体制加算1	210点
ロ	摂食嚥下機能回復体制加算2	190点
ハ	摂食嚥下機能回復体制加算3	120点
*	ア 摂食嚥下支援チーム等による対応	
イ	カンファレンスには、当該チームの構成員である医師又は歯科医師、看護師、言語聴覚士、管理栄養士が参加していること	
H001-2	歯科口腔リハビリテーション料 1（1口腔につき）	
1	有床義歯の場合	
イ	ロ以外の場合	104点
ロ	困難な場合	124点
2	舌接触補助床の場合	194点
3	その他の場合	189点
H001-3	歯科口腔リハビリテーション料 2（1口腔につき）（月1回を限度）	54点
	顎関節治療用装置を装着した患者に対するもの	
H002	障害児（者）リハビリテーション料（1単位）	
1	6歳未満の患者の場合	225点
2	6歳以上18歳未満の患者の場合	195点
3	18歳以上の患者の場合	155点

H003	がん患者リハビリテーション料（1単位）（施設基準あり）	205点
H008	集団コミュニケーション療法料（1単位）	50点
	開口訓練（留意事項 通則4）	
	医科H002 運動器リハ料（Ⅱ）（1単位）	170点
	顎関節疾患のマイオモニター治療（留意事項 通則3）	
	医科H002-3 運動器リハ料（Ⅲ）（1日1回）	85点

— 処置 —

I009	外科後処置	
1	口腔内外科後処置（1回につき）	22点
2	口腔外外科後処置（1回につき）	22点
(J084-4 通則(6) 後出血処置 530点)再掲あり		
(J084-2-6 通則(5) 後出血処置(小児) 560点)再掲あり		
I009-2	創傷処置	
1	100平方センチ未満	52点
2	100平方センチ以上500平方センチ未満	60点
3	500平方センチ以上	90点
I009-3	歯科ドレーン法（ドレナージ）（持続的吸引を行った場合）	50点
I009-4	上顎洞洗浄（片側）	55点
I009-5	口腔内分泌物吸引（1日につき）（月2回を限度）	48点
I016	線副子（1顎につき）	650点
I017	口腔内装置（1装置につき）	
1	口腔内装置1	1,500点
2	口腔内装置2	800点
3	口腔内装置3	650点
I017-1-2	睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置（1装置につき）	
1	睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置1	3,000点
2	睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置2	2,000点
I017-1-3	舌接触補助床（1装置につき）	
1	新たに製作した場合	2,500点
2	旧義歯を用いた場合	1,000点
I017-1-4	術後即時顎補綴装置（1顎につき）	2,500点
I017-2	口腔内装置調整・修理（1口腔につき）	
1	口腔内装置調整	
イ	睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置の場合	120点
ロ	歯ぎしりに対する口腔内装置の場合	120点
ハ	イ及びロ以外の場合	220点
2	口腔内装置修理	234点
I017-3	顎外固定	
1	簡単なもの	600点
2	困難なもの	1,500点
I023	心身医学療法	
1	入院中の患者	150点
2	入院中の患者以外の患者	
イ	初診時	110点
ロ	再診時	80点
I024	鼻腔栄養（1日につき）	60点
I025	酸素吸入（1日につき）	65点
I026	高気圧酸素治療（1日につき）	3,000点
	（対象は口腔・顎・顔面領域の慢性難治性骨髄炎に対して行う場合、一連につき30回に限り算定する。なお、平成30年3月31日以前に当該理由以外で治療を実施している場合は一連の治療が終了するまで算定可。）	
I029	周術期等専門的口腔衛生処置（1口腔につき）	
1	周術期等専門的口腔衛生処置1	100点
2	周術期等専門的口腔衛生処置2	110点
注1	周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）（Ⅱ）を算定	
注2	周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）を算定した日の属する月において、月2回を限度として算定する	
注3	2については、周術期等口腔機能管理計画策定料の注1に規定する管理計画に基づき、口腔機能の管理を行っている患者（がん等に係る放射線治療又は化学療法を実施する患者に限る。）に対して、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔粘膜に対する処置を行い、口腔粘膜保護材を使用した場合に、一連の周術期等口腔機能管理を通じて1回に限り算定する。	
	*口腔粘膜保護材	752点

	(現在、エピシル口腔溶液のみ)	
注4	2について、1を算定した日は別に算定できない。	
I029-3	口腔粘膜処置(1口腔につき)	30点
	*レーザー照射処置時に算定(2回目は初回から1か月以上経過時に月1回算定可。 (施設基準の届け出必要)	
I030-2	非経口摂取患者口腔粘膜処置(1口腔につき 月2回限り)	110点
— 手術 —		
*	加算点数、【揭示】、【郭清】、複数手術等については診療報酬点数表を参照。	
*	HIV抗体陽性の患者観血的手術加算	4,000点
*	MRSA, HBs, HBe, 結核菌排菌患者加算	1,000点
*	神経移植術、骨移植術若しくは植皮術と他の手術との併施は、それぞれの所定点数を合算し算定可	
*	植皮術に先立ち皮膚弁を作成した場合は区分「J091を1回、別に算定可	
通則	マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を伴う手術を行った場合には、周術期栄養管理実施加算として270点を加算	
— 手術料 —		
◇()	内は準用ないしは通則を示す	
J000	拔牙手術(1歯につき)	
1	乳歯	130点
2	前歯	160点
3	臼歯	270点
4	埋伏歯	1,080点
注1	2又は3については、歯根肥大、骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術を行った場合に限り、難拔牙加算として、230点を所定点数に加算する。	
2	4については完全埋伏歯(骨性)又は水平埋伏智歯に限り算定	
3	4については下顎完全埋伏智歯(骨性)又は下顎水平埋伏智歯の場合は、所定点数に130点を加算	
4	小帯等を切除して開窓術(J027 通則(1)ハ 小帯等を切除して開窓術を行った場合)	630点
5	歯槽骨処理を要する開窓術(J043-1 通則(2)萌出困難な歯に対して開窓術(歯槽骨および被覆粘膜を切除する手術)を行った場合は、「1 直径3センチメートル未満」により算定する)	2,820点
*	1で乳臼歯の歯根が後継永久歯の歯冠を包み、乳歯根分離をして拔牙する場合、及び癒着で骨開さくまたは分離を行う場合に限っては算定して差し支えない。	230点
J000-2	歯根分割搔爬術	260点
J000-3	上顎洞陥入歯等除去術	
1	拔牙窩から行う場合	470点
2	犬歯窩開さくにより行う場合	2,000点
	下顎智歯の口腔外よりの摘出(J033-2 通則(2))	5,250点
	口腔底迷入下顎智歯の除去術(J015-2)再掲あり	5,230点
J001	ヘミセクション(分割拔牙)	470点
J002	拔牙窩再搔爬手術	130点
J003	歯根嚢胞摘出手術 【複数J004】	
1	歯冠大のもの	800点
2	拇指頭大のもの	1,350点
3	鶏卵大のもの	2,040点
J004	歯根端切除手術(1歯につき)	
注	歯根端閉鎖の費用を含む(顎骨内異物除去を含む)	
1	2以外の場合	1,350点
2	歯科CT撮影装置及び手術用顕微鏡を用いた場合(施設基準の届け出必要)	2,000点
J004-2	歯の再植術	1,300点
	外傷性に限り算定する	
J004-3	歯の移植手術	1,300点
	自家移植を行った場合に限る(拔牙と同時に抜去した埋伏歯又は智歯を移植した場合)	
J006	歯槽骨整形手術、骨瘤除去手術(1歯につき)	

		110点
J007	顎骨切断端形成術 (顎補綴に向けた二次的断端整形)	4,400点
J008	歯肉、歯槽部腫瘍手術(エプーリスを含む)	
1	軟組織に局限するもの	600点
2	硬組織に及ぶもの	1,300点
J009	浮動歯肉切除術(義歯性線維腫を含む)	
1	3分の1顎程度	400点
2	2分の1顎程度	800点
3	全顎	1,600点
J010	顎堤形成術	
1	簡単なもの(口腔前庭拡張手術) (1顎につき)	3,000点
2	困難なもの (2分の1顎未満)	4,000点
3	困難なもの (2分の1顎以上)	6,500点
	*2,3は二次的再建にあたり算定	
	*口腔内よりの骨採取、人工骨挿入は算定不可。	
J011	上顎結節形成術	
1	簡単なもの(過高結節部の削去)	2,000点
2	困難なもの(結節部の形成)	3,000点
注	両側同時に行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数を加算	
J012	おとがい神経移動術	1,300点
注	両側同時に行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数を加算	
J013	口腔内消炎手術(手術要点のカルテ記載必須)	
1	智歯周囲炎の歯肉弁切除等	120点
2	歯肉膿瘍等	180点
3	骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍等	230点
4	顎炎又は顎骨骨髓炎等	
イ	3分の1顎未満	750点
ロ	3分の1顎以上	2,600点
ハ	全顎にわたるもの	5,700点
J014	口腔底膿瘍切開術	700点
J015	口腔底腫瘍摘出術	7,210点
J015-2	口腔底迷入下顎智歯除去術(再掲)	5,230点
J016	口腔底悪性腫瘍手術 頸部郭清術単独の場合(医科K627-2)	24,090点
J017	舌腫瘍摘出術	
1	粘液嚢胞摘出術	1,220点
2	その他のもの	2,940点
J017-2	甲状舌管嚢胞摘出術	10,050点
J018	舌悪性腫瘍手術【揭示】 【郭清】	
1	切除	26,410点
2	亜全摘	84,080点
J019	口蓋腫瘍摘出術	
1	口蓋粘膜に局限するもの	520点
2	口蓋骨に及ぶもの	8,050点
J020	口蓋混合腫瘍摘出術	5,600点
J021	口蓋悪性腫瘍手術	
1	切除(単純)	5,600点
2	切除(広汎) 【郭清】	18,000点
J022	顎・口蓋裂形成手術	
1	軟口蓋のみのもの	15,770点
2	硬口蓋に及ぶもの	24,170点
3	顎裂を伴うもの	
イ	片側	25,170点
ロ	両側	31,940点
	(腸骨海綿骨移植は「J063-2」加算)	
M025-1	ホッツ床 通則(6) 3回まで	1,500点
J023	歯槽部骨皮質切離術(コルチコトミー)	
1	6歯未満	1,700点
2	6歯以上	3,400点
J024	口唇裂形成手術(片側)	
1	口唇のみの場合	13,180点
2	口唇裂鼻形成を伴う場合	18,810点
3	鼻腔底形成を伴う場合	24,350点
J024-2	口唇裂形成手術(両側)	
1	口唇のみの場合	18,810点
2	口唇裂鼻形成を伴う場合	23,790点
3	鼻腔底形成を伴う場合	36,620点
J024-3	軟口蓋形成手術 (いびきに対する軟口蓋形成手術)	9,700点
J024-4	鼻咽腔閉鎖術	23,790点
J026	舌繫帯痕性短縮矯正術	2,650点
J027	頬、口唇、舌小帯形成術	630点
*	頬、口唇、舌小帯形成術の取扱において、2分の1顎の範囲内における口唇小帯と頬小帯の形成術を同時に	

	行った場合は、2箇所として算定できる。	
J028	舌形成手術(巨舌症手術)	9,100点
J030	口唇腫瘍摘出術	
1	粘液嚢胞摘出術	1,020点
2	その他のもの	3,050点
J031	口唇悪性腫瘍手術【郭清】	33,010点
J032	口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術 【揭示】 【郭清】	121,740点
J033	頬腫瘍摘出術	
1	粘液嚢胞摘出術	910点
2	その他のもの	5,250点
J034	頬粘膜腫瘍摘出術	4,460点
J035	頬粘膜悪性腫瘍手術【郭清】	26,310点
J035-2	口腔粘膜血管腫凝固術(一連につき) (施設基準あり)	2,000点
J036	術後性上顎嚢胞摘出術	
1	上顎に局限するもの	6,660点
2	篩骨蜂巣に及ぶもの	14,500点
J037	上顎洞腔瘻閉鎖術	
1	簡単なもの	150点
2	困難なもの	1,000点
	*陈旧性又は減張切開を要するもの	
	著しく困難なもの	5,800点
	*腫瘍切除後など、主に再建を要する穿孔	
	*J091からJ097までの手術を併せ行った場合は、所定点数100分の50加算	
J038	上顎骨切除術	15,310点
J039	上顎骨悪性腫瘍手術【揭示】	
1	搔爬	9,160点
2	切除【郭清】	34,420点
3	全摘【郭清】	68,480点
J040	下顎骨部分切除術	16,780点
J041	下顎骨離断術	32,560点
J042	下顎骨悪性腫瘍手術 【郭清】	
1	切除	40,360点
2	切断(おとがい部を含むもの)	79,270点
3	切断(その他のもの)	64,590点
	(エナメル上皮腫の手術は、上記1~3より算定)	
J043	顎骨腫瘍摘出術(歯根嚢胞を除く) 【複数 J000, J004】	
1	長径3cm未満	2,820点
	歯槽骨処理を要する開窓術(萌出困難歯)通則(2)再掲	
2	長径3cm以上	13,390点
	*下顎角部又は下顎枝に埋伏している下顎智歯を、口腔内より摘出を行った場合は、本区分により算定する。	
J044	顎骨嚢胞開窓術	2,040点
J044-2	埋伏歯開窓術	2,820点
J045	口蓋隆起形成術	2,040点
イ	義歯装着時の障害となる場合	
ロ	咀嚼または発音に際して著しい障害となる場合	
J046	下顎隆起形成術	1,700点
注	両側同時に行った場合、所定点数の100分の50に相当する点数を加算	
イ	義歯装着時の障害となる場合	
ロ	咀嚼または発音に際して著しい障害となる場合	
J047	腐骨除去手術	
1	歯槽部に局限するもの	600点
2	顎骨に及ぶもの	
イ	片側の3分の1未満	1,300点
ロ	片側の3分の1以上	3,420点
*	2のイにおいて骨吸収抑制薬関連顎骨壊死又は放射性線性顎骨壊死に対して当該手術を行った場合、1,000点加算	
J048	口腔外消炎手術	
1	骨膜下膿瘍、皮下膿瘍、蜂窩織炎等	
イ	2cm未満	180点
ロ	2cm以上5cm未満	300点
ハ	5cm以上	750点
2	顎炎又は顎骨骨髓炎	
イ	1/3顎以上の範囲のもの	2,600点
ロ	全顎にわたるもの	5,700点
J049	外歯瘻手術	1,500点
J050	歯性扁桃周囲膿瘍切開手術	870点
J051	がま腫切開術	820点
J052	がま腫摘出術	7,140点
J053	唾石摘出術(一連につき)	
1	表在性のもの	720点
2	深在性のもの	3,770点
3	腺体内に存在するもの	6,550点

注 2 及び3について内視鏡を用いた場合は、1,000点を所定点数に加算する	
J054 舌下腺腫瘍摘出術	7,180点
J055 顎下腺摘出術	10,210点
J056 顎下腺腫瘍摘出術	9,640点
J057 顎下腺悪性腫瘍手術【郭清】	33,010点
J059 耳下腺腫瘍摘出術	
1 耳下腺浅葉摘出術	27,210点
2 耳下腺深葉摘出術	34,210点
J060 耳下腺悪性腫瘍手術【揭示】 【郭清】	
1 切除	33,010点
2 全摘	44,020点
J061 唾液腺腫瘍切開術	900点
J062 唾液腺管形成手術	13,630点
J063 歯周外科手術	
1 歯周ポケット搔爬術	80点
2 新付着手術	160点
3 歯肉切除手術	320点
4 歯肉剥離搔爬手術	630点
5 歯周組織再生誘導手術 (GTR)	
イ 1次手術	840点
(吸収性または非吸収性膜の固定を伴うもの)	
ロ 2次手術	380点
(非吸収性膜の除去)	
(J063項目には加算ならびに施設基準の注有り)	
6 歯肉歯槽粘膜形成手術	
イ 歯肉弁根尖側移動術	770点
ロ 歯肉弁冠冠側移動術	770点
ハ 歯肉弁側方移動術	770点
ニ 遊離歯肉移植術	770点
ホ 口腔前庭拡張術	2,820点
J063-2 骨移植術(軟骨移植術を含む)	
1 自家骨移植	
イ 簡単なもの	1,780点
ロ 困難なもの	16,830点
2 同種骨移植(生体)	28,660点
3 同種骨移植(非生体)	
イ 同種骨移植(特殊なもの)	39,720点
ロ その他の場合	21,050点
注 骨提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
J063-3 骨(軟骨)組織採取術	
1 腸骨翼	3,150点
2 その他のもの	4,510点
注 2については口腔内から組織採取を行った場合を除く	
J065 歯槽骨骨折非観血的整復術	
1 1歯又は2歯にわたるもの	680点
2 3歯以上にわたるもの	1,300点
J066 歯槽骨骨折観血的整復術【複数J004-2】	
1 1歯又は2歯にわたるもの	1,300点
2 3歯以上にわたるもの	2,700点
J067 上顎骨折非観血的整復術	1,570点
J068 上顎骨折観血的手術【複数J004-2】	16,400点
J069 上顎骨形成術【揭示】	
1 単純な場合	27,880点
2 複雑な場合及び2次的再建の場合	45,510点
3 骨移動を伴う場合	72,900点
注1 1について、上顎骨を複数に分割した場合は、5,000点を所定点数に加算する	
3は施設基準、先天異常に対して行われる場合のみ	
J070 頬骨骨折観血的整復術	18,100点
(頬骨または頬骨弓骨折)	
J070-2 頬骨変形治療骨折矯正術【揭示】	38,610点
J071 下顎骨折非観血的整復術	1,240点
注 連続した歯に対して三内式線副子以上の結紮法を行った場合は所定点数に650点を加算(装着料30点)	
J072 下顎骨折観血的手術	
1 片側の場合	13,000点
2 両側の場合	27,320点
J072-2 下顎関節突起骨折観血的手術	
1 片側	28,210点
2 両側	47,020点
J073 口腔内軟組織異物(人工物)除去術	
1 簡単なもの	30点
2 困難なもの	
イ 浅在性のもの	680点
ロ 深在性のもの	1,290点
3 著しく困難なもの	4,400点

J074 顎骨内異物(挿入物を含む)除去術	
1 簡単なもの(IMFスクリューなど)	
イ 手術範囲が2分の1顎未満の場合	850点
ロ 手術範囲が全顎にわたる場合	1,680点
2 困難なもの	
イ 手術範囲が2/3顎程度未満の場合	2,900点
ロ 手術範囲が全顎にわたる場合	4,180点
「1 簡単なもの」は金属線又はスクリューの除去	
「2 困難なもの」は骨体固定金属板の撤去	
滑面板の撤去 (I019-2)	48点
修復装置の除去 (I019-2)	48点
*3分の1顎を単位として算定	
J075 下顎骨形成術	
1 おとがい形成	8,710点
2 短縮又は伸長	30,790点
注 両側を同時に行った場合は、所定点数に3,000点を加算	
3 再建の場合	51,120点
4 骨移動を伴う場合	54,210点
J075-2 下顎骨延長術	
1 片側	30,790点
2 両側	47,550点
J076 顔面多発骨折観血的手術【揭示】	39,700点
J077 顎関節脱臼非観血的整復術(片側)	410点
J078 顎関節脱臼観血的手術	26,210点
J079 顎関節形成術	40,870点
J080 顎関節授動術	
1 徒手的授動術	
イ 単独の場合	440点
ロ パンピングを併用した場合	990点
ハ 関節腔洗浄療法を併用した場合	2,400点
2 顎関節鏡下授動術	10,520点
3 開放授動術	25,100点
(癒着性顎関節強直症、筋突起過長、咀嚼筋腱・腱膜過形成症手術は3により算定する)	
J080-2 顎関節人工関節全置換術	59,260点
(施設基準あり)	
J081 顎関節円板整位術	
1 顎関節鏡下円板整位術	22,100点
2 開放円板整位術	27,300点
J082 歯科インプラント摘出術(1個につき)	
1 人工歯根タイプ	460点
2 ブレードタイプ	1,250点
3 骨膜下インプラント	1,700点
注 骨の開さくを行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数を加算	
J083 顎骨インプラント摘出術(再建材料の撤去)	
1 2分の1顎未満	2,040点
2 2分の1顎以上	6,270点
J084 創傷処理	
(口腔内、口腔外の縫合術)	
1 筋肉、臓器に達するもの	1,400点
(長径5cm未満)	
2 筋肉、臓器に達するもの	1,880点
(長径5cm以上10cm未満)	
3 筋肉、臓器に達するもの	
(長径10cm以上)	
イ 頭頸部のもの	9,630点
(長径20cm以上のものに限る)	
ロ その他のもの	2,690点
4 筋肉、臓器に達しないもの	530点
(長径5cm未満)	
(5) 抜歯後出血の止血は4で算定	
5 筋肉、臓器に達しないもの	950点
(長径5cm以上10cm未満)	
6 筋肉、臓器に達しないもの	1,480点
(長径10cm以上)	
注1 切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算定	
2 真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り460点を加算	
3 汚染された挫創に対して区分J085に掲げるデブリードマンを行った場合は、当初の1回に限り100点を加算	
【留】 抜歯又は智歯歯肉弁切除等の術後、後出血を起こし簡単に止血できない場合における後出血処置の費用については、4(長径5cm未満)により算定する	
J084-2 小児創傷処理(6歳未満)	
1 筋肉臓器に達するもの(長径2.5cm未満)	1,400点
2 筋肉、臓器に達するもの	1,540点

(長径2.5cm以上5cm未満)	
3 筋肉、臓器に達するもの	2,490点
(長径5cm以上10cm未満)	
4 筋肉、臓器に達するもの	3,840点
(長径10cm以上)	
5 筋肉、臓器に達しないもの	500点
(長径2.5cm未満)	
6 筋肉、臓器に達しないもの	560点
(長径2.5cm以上5cm未満)	
(後出血処置) 通則(5) 再掲	
7 筋肉、臓器に達しないもの	1,060点
(長径5cm以上10cm未満)	
8 筋肉、臓器に達しないもの	1,950点
(長径10cm以上)	
* J084-2 注2, 3の加算はJ084創傷処理に同じ	
J084-4 通則(6) 後出血処置 再掲	530点
J084-2-6 通則(5) 後出血処置(小児)再掲	560点
J085 デブリードマン	
1 100平方cm未満	1,410点
2 100平方cm以上3,000平方cm未満	4,820点
注1 当初の1回に限り算定する	
2 骨、腱又は筋肉の露出を伴う損傷については深部デブリードマン加算として1,000点を加算する	
J086 上顎洞開窓術	1,300点
J086-2 内視鏡下上顎洞開窓術	3,600点
J087 上顎洞根治手術	7,990点
J087-2 上顎洞炎術後後出血止血法	6,660点
* J087, 087-2は内視鏡加算(J200-4)、J086, 086-2, 087, 087-2はナビゲーション加算(J200-5)あり	
J088 リンパ節摘出術	
1 長径3cm未満	1,200点
2 長径3cm以上	2,880点
J089 分層植皮術	
1 25平方cm未満	3,520点
2 25平方cm以上100平方cm未満	6,270点
3 100平方cm以上200平方cm未満	9,000点
4 200平方cm以上	25,820点
J089-2 全層植皮術	
1 25平方cm未満	10,000点
2 25平方cm以上100平方cm未満	12,500点
3 100平方cm以上200平方cm未満	28,210点
4 200平方cm以上	40,290点
J090 皮膚移植術(生体・培養)	6,110点
注1 生体皮膚又は培養皮膚移植を行った場合に算定する	
2 生体皮膚を移植した場合は、生体皮膚の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する	
J091 皮弁作成術・移動術・切断術・遷延皮弁術	
1 25平方cm未満	4,510点
2 25平方cm以上100平方cm未満	13,720点
3 100平方cm以上	22,310点
J092 動脈(皮)弁術、筋(皮)弁術	41,120点
J093 遊離皮弁術	105,800点
(顕微鏡下血管柄付きのもの)	
(遊離皮弁術に微小血管自動縫合器の使用)	2,500点
J095 複合組織移植術	19,420点
J096 自家遊離複合組織移植術	131,310点
(顕微鏡下血管柄付きのもの)【揭示】	
(自家遊離複合組織移植術に微小血管自動縫合器の使用)	2,500点
J097 粘膜移植術	
1 4平方cm未満	6,510点
2 4平方cm以上	7,820点
J098 血管結紮術	4,500点
J099 動脈形成術、吻合術	21,700点
J099-2 抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル設置	
16,640点	
注 使用したカテーテル、カテーテルアクセス等の材料の費用は、所定点数に含まれる	
J100 血管移植術、バイパス移植術	
1 頭、頸部動脈	61,660点
2 その他の動脈	30,290点
J100-2 中心静脈注射用植込型カテーテル設置	
10,800点	
注1 6歳未満 300点加算	
2 使用したカテーテル、カテーテルアクセス等の材料の費用は、所定点数に含まれる	
J101 神経移植術	23,520点

J101-2	神経再生誘導術	21,590点
J102	交感神経節切除術	26,030点
J103	過長茎状突起切除術	6,440点
J104	皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術（一連につき）	
1	長径3cm未満の良性皮膚腫瘍	1,280点
2	長径3cm未満の悪性皮膚腫瘍	2,050点
3	長径3cm以上6cm未満の良性又は悪性腫瘍	3,230点
4	長径6cm以上の良性又は悪性腫瘍	4,160点
注	口腔領域の腫瘍に限る	
J104-2	皮膚悪性腫瘍切除術【掲示】	
1	広汎切除	28,210点
2	単純切除	11,000点
	センチネルリンパ節加算5,000点有り	
J105	瘢痕拘縮形成手術	12,660点
J106	気管切開術	3,450点
J107	気管切開孔閉鎖術	1,250点
J108	顔面神経麻痺形成手術	
1	静的なもの	19,110点
2	動的なもの	64,350点
J109	広範囲顎骨支持型装置埋入手術（一顎一連につき）	
1	1回法によるもの	14,500点
2	2回法によるもの	
イ	1次手術	11,500点
ロ	2次手術	4,500点
注1	施設基準、届け出有り	
2	1および2のイについては3分の2顎以上の範囲にわたる場合は所定点数に4,000点を加算する	
3	唇顎口蓋裂等の先天性疾患であり、顎堤形成不全であること。	
4	外胚葉異形成症等の先天性疾患であり、連続した3分の1顎程度以上の多数歯欠損であること。	
J110	広範囲顎骨支持型装置搔爬術（1顎につき）	1,800点
注	施設基準、届け出有り	
J200-4-2	レーザー機器加算	
1	レーザー機器加算1	50点
2	レーザー機器加算2	100点
3	レーザー機器加算3	200点
	（レーザー機器加算別表あり）	
J200-4-3	超音波切削機器加算	1,000点
注	J069、J075及びJ075-2に掲げる手術の場合に加算	
J200-4-4	口腔粘膜蛍光観察評価加算	200点
注	J018に掲げる手術の場合に加算	
J200-5	画像等手術支援加算	
1	ナビゲーションによるもの	2,000点
2	実物大臓器立体モデルによるもの	2,000点
3	患者適合型手術支援ガイドによるもの	2,000点
注1	1については、J086からJ087-2まで及びJ109に掲げる手術に当たって、ナビゲーションによる支援を行った場合に算定	
注2	2については、J019の2、J038からJ043まで、J068からJ070-2まで、J072及びJ075からJ076までに掲げる手術に当たって、実物大臓器立体モデルによる支援を行った場合に算定	
注3	3については、J040からJ042まで及びJ075に掲げる手術に当たって、患者適合型手術支援ガイドによる支援を行った場合に算定	
J200-6	切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算	5,190点

— その他 —

医科K469	頸部郭清手術	
1	片側	27,670点
2	両側	37,140点
医科K627	リンパ節群郭清術	
1	顎下部又は舌下部（浅在性）	10,870点
2	頸部（深在性）	24,090点
3	鎖骨上窩及び下窩	14,460点
医科K369	口腔組織の魚骨等の異物除去（咽頭異物）	
1	簡単なもの	500点
2	複雑なもの	2,100点
L001-2	直線加速器による放射線治療（一連につき）	
1	定位放射線治療の場合	63,000点
2	1以外の場合	8,000点
L004	血液照射	110点
M025	口蓋補綴、顎補綴（1顎につき）	
	（発音補整装置、濾胞性歯嚢胞摘出の口蓋板、有床義歯に発音補助装置を付加、ホッツ床、ラジウム照射のため	

	の特別な装置、広範囲顎骨支持型補綴との関係)	
1	印象採得が困難なもの	1,500点
2	印象採得が著しく困難なもの	4,000点
M025-2	広範囲顎骨支持型補綴	
1	ブリッジ形態のもの（3分の1顎につき）	20,000点
2	床義歯形態のもの（1顎につき）	15,000点
注1	補綴着手した日に算定	
N008-2	植立（アンカースクリュー 1本につき）	
	*歯科矯正関連	500点
N009-3	撤去（アンカースクリュー 1本につき）	
	*歯科矯正関連	100点

— 麻 酔 —

*	乳幼児又は著しく歯科治療が困難な者の麻酔100分の50加算あり。	
*	未熟児、新生児、乳児又は1歳以上3歳未満の幼児に対して全身麻酔を行った場合は、それぞれ所定点数の100分の200、100分の200、100分の50又は100分の20に相当する点数を加算	

— 麻酔料 —

K003	静脈内鎮静法（鎮静剤、鎮痛薬使用。必要性の記載）	600点
K004	歯科麻酔管理料	750点
注1	施設基準、届け出有り	
注2	区分番号J018の2、J093及びJ096に掲げる手術に当たって、医科点数表の区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔の実施時間は8時間を超えた場合は、長時間麻酔管理加算として、5,500点を加算	
注3	薬剤師が、病棟等において薬剤関連業務を実施している薬剤師等と連携して、周術期に必要な薬学的管理を行った場合は、周術期薬剤管理加算として、75点を加算	
* 1027	人工呼吸	
1	30分までの場合	242点
2	30分を超えて5時間までの場合	242点に30分又はその端数を増すごとに50点を加算して得た点数
3	5時間を超えた場合（1日につき）	
イ	14日目まで	950点
ロ	15日目以降	815点
注2	気管内挿管が行われている患者に対して、意識状態に係る評価を行った場合は、覚醒試験加算として、当該治療の開始日から起算して14日を限度として、1日につき100点を加算	
注3	注2の場合において、当該患者に対して人工呼吸器からの離脱のため必要な評価を行った場合は、離脱試験加算として、1日につき60点を加算	
医科L001-2	静脈麻酔（静脈注射用麻酔剤使用）	
1	短時間のもの	120点
2	長時間のもの（単純な場合）	600点
3	長時間のもの（複雑な場合）	1,100点
医科L100	神経ブロック（局所麻酔剤またはボツリヌス使用）	
1	三叉神経半月神経節	1,500点
2	眼神経、上顎神経、下顎神経、舌咽神経	800点
4	眼瞼痙攣、片側顔面痙攣など（ボツリヌス毒素使用）	400点
5	星状神経節、顔面神経	340点
6	おとがい神経、舌神経、眼窩下神経、迷走神経、副神経、横隔神経	170点
7	後頭神経、上喉頭神経	90点
医科L101	神経ブロック（神経破壊剤使用または高周波凝固法）	
2	上顎神経、下顎神経、舌咽神経、顔面神経	1,800点
3	眼窩上神経、眼窩下神経、おとがい神経、舌神経、副神経	800点
4	後頭神経	340点
医科L104	トリガーポイント注射（1日1回算定）	80点

— 放射線 —

L001-3	ホウ素中性子捕捉療法（一連につき）	187,500点
--------	-------------------	----------

— 病理診断 —

O000	口腔病理診断料（歯科診療に係るもの）	
1	組織診断料	520点
2	細胞診断料	200点
注1	1については病理診断を専らとする歯科医師又は医師が勤務する病院又は病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師若しくは医師が勤務する診療所で作製された標本。月1回算定	
2	2については病理診断を専らとする歯科医師又は医師が勤務する病院又は病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師若しくは医師が勤務する診療所で作製された細胞診標本。月1回算定	
3	他保険医療機関作製標本では標本作製料は算定不可	
4	施設基準により届け出た医療機関	
イ	口腔病理診断管理加算1	
(1)	組織診断を行った場合	120点
(2)	細胞診断を行った場合	60点
ロ	口腔病理診断加算2	
(1)	組織診断を行った場合	320点
(2)	細胞診断を行った場合	160点
5	悪性腫瘍病理組織標本加算*施設基準、届け出有り	150点
O001	口腔病理判断料（歯科診療に係るもの）	130点
医科N000	病理組織標本作製	
1	組織切片によるもの（1臓器）	860点
2	セルブロック法によるもの（1部位）	860点
医科N001	電子顕微鏡病理組織標本作製（1臓器）	2,000点
医科N003	術中迅速病理組織標本作製（1手術）	1,990点
医科N003-2	迅速細胞診	
1	手術中の場合（1手術）	450点
2	検査中の場合（1検査）	450点
医科N004	細胞診（1部位）	
2	穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの	190点

床副子

名称	印象採得	咬合採得	装置料	装着料	調整料	修理
口腔内装置 1	イロホへ 42点 リ 222点	イロホへ 187点 リ 0	1,500点	イホ 30点 ロリ 150点 へ 300点	イ 220点(月1回) ロ 120点(月1回) ホへリ 0	イロ 234点 ホへリ 0
注① 義歯床用アクリリック樹脂により製作された口腔内装置						
口腔内装置 2	イロ 42点 へ 230点	0	800点	イ 30点 ロ 150点 へ 300点	イ 220点(月1回) ロ 120点(月1回) へ 0	イ 234点 ロへ 0
注① 熱可塑性樹脂シート等を歯科技工用成型器により吸引・加圧して製作されたもの(咬合関係付与あり) 注② 作業模型に常温重合レジンを押接して製作されたもの(咬合関係付与あり)						
口腔内装置 3	42点	0	650点	30点	0	0
注① 熱可塑性樹脂シート等を歯科技工用成型器により吸引・加圧して製作されたもの(咬合付与なし) 注② 作業模型に常温重合レジンを押接して製作されたもの(咬合付与なし)						
[対象疾患] 顎関節症、歯ぎしり、顎間固定用ベースプレート、止血シーネ、サージカルガイドプレート、術開放創保護プレート、気管挿管時歯牙保護装置、口腔粘膜保護装置、放射線治療用口腔内装置						
イ 顎関節治療用装置(口腔内装置1・口腔内装置2) ロ 歯ぎしりに対する口腔内装置(口腔内装置1・口腔内装置2・口腔内装置3) ハ 顎間固定用に歯科用ベースプレートを用いた床(口腔内装置3) ニ 出血創の保護と圧迫止血を目的としてレジン等で製作した口腔内装置(口腔内装置3) ホ 手術に当たり製作したサージカルガイドプレート(顎変形症)(口腔内装置1) / 同一手術の2装置目以降(顎変形症)及び顎変形症以外でのサージカルガイドプレート(口腔内装置3) へ 腫瘍等による顎骨切除後、手術創(開放創)の保護等を目的として製作するオブチュレーター(口腔内装置1・口腔内装置2) ト 気管内挿管時の歯の保護等を目的として製作した口腔内装置(口腔内装置3) チ 不随意運動等による咬傷を繰り返す患者に対して、口腔粘膜等の保護を目的として製作する口腔内装置(口腔内装置3) リ 放射線治療に用いる口腔内装置(口腔内装置1)						
睡眠時無呼吸症候群の口腔内装置 1	230点	283点	3,000点	300点	120点 (装着1月以内1回限り)	234点
注① 義歯床用アクリリック樹脂により製作された口腔内装置						
睡眠時無呼吸症候群の口腔内装置 2	230点	0	2,000点	300点	120点 (装着1月以内1回限り)	234点
注① 熱可塑性樹脂シート等を歯科技工用成型器により吸引・加圧して製作されたもの(咬合付与なし) 注② 作業模型に常温重合レジンを押接して製作されたもの(咬合付与なし)						
摂食機能療法に伴う舌接触補助床	230点	187点	人口歯、鉤等含む 2,500点 旧義歯利用の場合 1,000点	120点	歯科口腔リハビリ テーション料1 194点	234点

複数加算

J 091	皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術	その他の手術
J 099-2	抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル設置	
J 100-2	中心静脈注射用植込型カテーテル設置	
J 003	歯根嚢胞摘出手術	J 004 歯根端切除手術(1歯につき)
J 043	顎骨腫瘍摘出術(歯根嚢胞を除く。)	J 000 抜歯手術(1歯につき)
J 043	顎骨腫瘍摘出術(歯根嚢胞を除く。)(顎骨嚢胞を摘出した場合に限る)	J 004 歯根端切除手術(1歯につき)
J 066	歯槽骨骨折観血的整復術	J 004-2 歯の再植術
J 068	上顎骨折観血的手術	
J 072	下顎骨折観血的手術	
J 075	下顎骨形成術 1 おとがい形成の場合	J 075 下顎骨形成術 2 短縮または伸長の場合
J 101-2	神経再生誘導術	J 040 下顎骨部分切除術
		J 041 下顎骨離断術
		J 042 下顎骨悪性腫瘍手術

レーザー加算

	対象手術
レーザー機器加算 1	歯肉、歯槽部腫瘍手術(エプーリスを含む。)[軟組織に局限するもの]、浮動歯肉切除術「3分の1顎程度」「2分の1顎程度」、舌腫瘍摘出術・口唇腫瘍摘出術・頬腫瘍摘出術の「粘液嚢胞摘出術」、口蓋腫瘍摘出術「口蓋粘膜に局限するもの」、頬、口唇、舌小帯形成術、がま腫切開術

レーザー機器加算 2	歯肉、歯槽部腫瘍手術「硬組織に及ぶもの」、浮動歯肉切除術「全顎」、舌腫瘍摘出術「その他のもの」
レーザー機器加算 3	口腔底腫瘍摘出術、口蓋腫瘍摘出術「口蓋骨に及ぶもの」、口蓋混合腫瘍摘出術、口唇腫瘍摘出術「その他のもの」、頬腫瘍摘出術「その他のもの」、頬粘膜腫瘍摘出術、がま腫摘出術、舌下腺腫瘍摘出術